官庁報告

官庁事項

油濁防止管理者養成講習の実施について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に基づく油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十一年十二月一日

関東運輸局長　神谷　俊広
北海道運輸局長　尾澤　克之
東北運輸局長　木場　宣行
北陸信越運輸局長　後藤　靖子

一　講習を実施する日時

平成二十二年二月一日（月）午後一時から午後四時五十分まで

平成二十二年二月二日（火）午前九時三十分から午後四時まで

二　講習を実施する場所　関東運輸局　横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎内

三　講習の対象者　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技士の免許（海技士（航海）、海技士（機関）の資格についての免許に限る。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者とする。

四　受講申請の手続等　受講希望者は、受講申請書を、①関東運輸局ホームページのトピックスに掲載の「平成二十一年度油濁防止管理者養成講習会の実施について」からダウンロード、又は②郵送（郵送の場合は、八十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し下記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成二十二年一月十八日までに下記まで提出すること。（郵送の場合は、一月十八日消印のものまで有効とする。）

五　受講申請書様式の請求先および受講申請書提出先　郵便番号　二三一－八四二三　横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎内　関東運輸局　海上安全環境部　船舶安全環境課　電話番号　〇四五（二二一）七二二五

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に基づく油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十一年十二月一日

中部運輸局長　伊藤　松博
近畿運輸局長　原　喜信
中国運輸局長　原　克彦
四国運輸局長　宮村　弘明
九州運輸局長　福本　啓二
神戸運輸監理部長　関元　貫至
沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　講習を実施する日時

平成二十二年二月一日（月）午後一時から午後四時五十分まで

平成二十二年二月二日（火）午前九時三十分から午後四時まで

二　講習を実施する場所　神戸運輸監理部　神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎内

三　講習の対象者　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技士の免許（海技士（航海）、海技士（機関）の資格についての免許に限る。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者とする。

四　受講申請の手続等　受講希望者は、直接又は郵送（郵送の場合は、八十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。）により受講申請書を左記に請求し、同申請書に所要事項を記載の上、平成二十二年一月十八日まで（郵送の場合は、一月十八日消印のものまで有効とする。）に左記に提出すること。

なお、受講の受付は先着順とし、受講申請者の数が会場の収容能力を上回る場合には、受講者を制限することもあり得る。

五　受講申請書の請求先及び提出先　郵便番号六五〇－〇〇四二　神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎　神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課　電話番号　〇七八（二三一）七〇五二

法　務

再審による無罪判決の公示

中川裕規（昭和四八年七月一八日生）に対して、「平成一六年九月一八日京都府八幡市西山足立二三番地六先道路において、業務上の過失により林英一ほか六名に傷害を負わせた」との事実につき略式命令（罰金一二万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二一年一〇月一四日無罪の言渡しをした。

木津簡易裁判所

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県塗料製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月 1 日

栃木労働局長　安藤　俊一

第４号中「１時間834円」を「１時間838円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月 1 日

栃木労働局長　安藤　俊一

第４号中「１時間779円」を「１時間781円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月 1 日

栃木労働局長　安藤　俊一

第４号中「１時間779円」を「１時間782円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月 1 日

栃木労働局長　安藤　俊一

第４号中「１時間782円」を「１時間785円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月 1 日

栃木労働局長　安藤　俊一

第４号中「１時間779円」を「１時間781円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県各種商品小売業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月 1 日

栃木労働局長　安藤　俊一

第４号中「１時間748円」を「１時間750円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 12 月 1 日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間810円」を「１時間814円」に改める。